

平成 28 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司
 (JASDAQ・コード 6634)
 問 合 わ せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹
 電 話 03-5766-9870

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 25 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

- (1)平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更され、業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社現行定款第 30 条(取締役の責任免除)及び現行第 40 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2)インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第 14 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- なお、これらの変更につきましては、ご承認の後直ちに効力が発生いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第 14 条～第 29 条 (条文省略)	第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第 15 条～30 条 (現行定款どおり)

<p>(取締役の責任免除) 第<u>30</u>条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第<u>31</u>条 (現行定款どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>40</u>条 (現行定款どおり) (監査役の責任免除) 第<u>41</u>条 (現行定款どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>49</u>条 (現行定款どおり)</p>
---	---

以 上